

手数料に関する規則の一部改正

1. 手数料に関する規則（平成16年5月6日通知）

新	旧
<p>(担保管理事務手数料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の担保管理事務手数料は、次の各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該 DVP 参加者の日々の最終の担保指定証券残高に機構取扱有価証券が含まれる場合には、当該 DVP 参加者から預託された担保指定証券残高に相当する DVP 口座の口座残高につき、当社が機構に対して支払う<u>口座管理手数料(口座残高比例部分)又は外国株等保管手数料</u>に相当する金額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(残高証明書交付手数料)</p> <p>第12条 DVP参加者は、担保指定証券残高及び参加者基金預託残高の証明書の交付を受けた場合には、次に定める残高証明書交付手数料を当社に納入しなければならない。</p> <p>(1) <u>DVP参加者が、Target 保振サイトによる当該証明書の交付を請求した場合には、各証明書1件につき500円とする。</u></p> <p>(2) <u>DVP参加者が、書面による当該証明書の交付を請求した場合には、各証明書1通につき500円とし、送料相当額として1件につき330円を加算した額とする。ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、10枚を超える枚数1枚につき10円を加算するものとする。</u></p>	<p>(担保管理事務手数料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の担保管理事務手数料は、次の各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該 DVP 参加者の日々の最終の担保指定証券残高に機構取扱有価証券が含まれる場合には、当該 DVP 参加者から預託された担保指定証券残高に相当する DVP 口座の口座残高につき、当社が機構に対して支払う<u>保管手数料又は口座残高管理手数料</u>に相当する金額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>(手数料の納入時期等)</p> <p><u>第13条</u> 第2条から前条までに規定する手数料は、<u>当月分について翌月の最終営業日までに当社が別に定めるところにより、納入するものとする。</u>この場合において、当該手数料には、消費税及び地方消費税の相当額を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料の納入時期等)</p> <p><u>第12条</u> 第2条から前条までに規定する手数料は、<u>毎月25日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</u>までに、<u>当該日の前月分を当社が別に定めるところにより、納入するものとする。</u>この場合において、当該手数料には、消費税及び地方消費税の相当額を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

2. 附則

- 1 この改正規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)附則第1条本文に規定する同法施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日の前月分における手数料は、施行日後最初に到来する25日(休業日にあたるときは、順次繰り下げる。)までに当社が別に定めるところにより、納入するものとする。